

税務相談室

平成25年度改正税法(その2)

前号のつづき

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 平成25年度の改正税法について教えてください。

回答

7. 相続税の改正

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大と税率構造について見直しを図ることにより、相続税の資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する。

- 1) 基礎控除の引き下げ(40%削減)
 - ・定額控除 3,000万円
 - ・法定相続人比例控除 1人当たり600万円
- 2) 税率構造の改正
 - ・最高税率 50%から55%に引き上げ
6億円超の金額
 - ・税率構造 6段階から8段階
10%~55%
- 3) 未成年者控除の改正
6万円を10万円に引き上げ
- 4) 障害者控除の改正
6万円を10万円に引き上げ
(特別障害者については、12万円を20万円に引き上げ)

上記は、平成27年1月1日以後の相続または遺贈に適用されます。

8. 贈与税の改正

若年世代への早期資産移転をより一層推進する観点から減税する。

- 1) 二種類の税率表が設けられた
 - (1)一般の贈与税率
10%から55% 8段階、
55%は3,000万円超の金額
 - (2)20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率(一般より緩和)
10%から55% 8段階、
55%は4,500万円超の金額
- 2) 相続税精算課税制度の適用要件

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人または20歳以上の孫
贈与者	65歳以上の父母	60歳以上の父母または祖父母

上記は、平成27年1月1日以後の贈与に適用されます。

3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(1)概要

受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした(教育資金管理契約という)場合には、信託受益権の価額または拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととされます。

(注)教育資金とは、次の金銭をいう。

①学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭

②学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他一定のもの

(2)拠出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。

金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類および記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければなりません。

(3)終了時

教育資金管理契約は、次のうちいずれか早い日に終了されます。

- ①受贈者が30歳に達した日
- ②受贈者が死亡した日
- ③信託財産がゼロとなった場合など、金融機関との当該契約が終了する日

(4)残額の扱い

A 受贈者が30歳に達した場合(上記①)、契約が終了した場合(上記③)

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日または契約が終了した日に贈与があったものとして、贈与税を課税されます。

B 受贈者が死亡した場合(上記②)

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課されません。

(5)適用時期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、適用されます。